

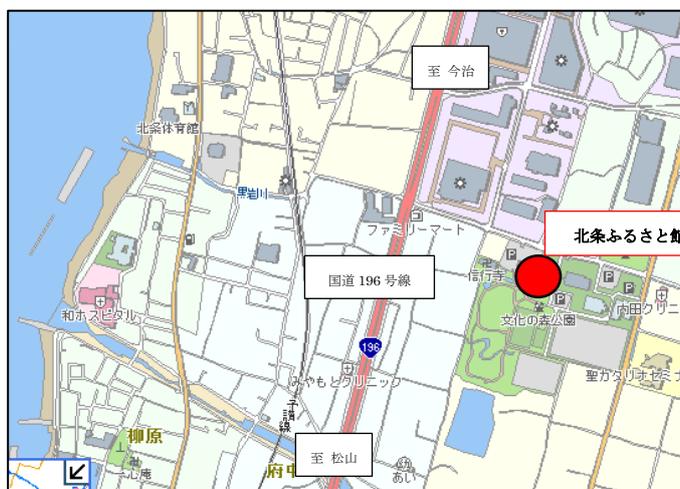
松山市北条ふるさと館喫茶室の出店者を募集します。
応募される方は次の要領により、申請書と添付書類を提出してください。

1. 施設概要

松山市北条ふるさと館（以下、「ふるさと館」）は、市民グラウンドやテニスコート、図書館、児童センターなど複数の施設が併設する「文化の森公園」の一角にある文化施設です。

ふるさと館内には旧北条市ゆかりの美術品展示室や歴史民俗資料展示室があり、最上階には、鹿島や北条地区の市街地が一望できる展望室があります。また、生涯学習の拠点として、講演会・研修会等が開催できる大会議室・研修室、市民の作品発表の場として展示室も備えています。

令和3年度のふるさと館の利用者は約26,000人で、駐車場はふるさと館用42台、グラウンド・テニスコート用35台、児童センター用94台の合計171台を備えています。



2. 募集内容

(1) 募集対象

ふるさと館喫茶室で実際に出店することが可能であり、来館者に対しアルコール類を除く飲料や軽食等を提供できる法人又は個人

※共同事業体の場合、構成するそれぞれの法人が応募資格を満たし、かつ、それぞれの責任及び占用区分が明確な場合にのみ認める。

(2) 出店期間（喫茶店使用許可期間）

令和5年4月1日～令和7年3月31日

(3) 出店場所

【位置】 松山市北条ふるさと館 1階 喫茶室（松山市河野別府995番地）※別紙図面のとおり

【床面積】 62.39㎡

【その他】 南側はガラス張りで明るく開放的で、周辺の運動施設や公園の利用者も訪れやすい場所です。

(4) 募集数

1者及び補欠者1者

補欠者は、出店期間の途中で欠員が出た場合で、補欠者が出店を希望し、資格要件等を満たしていた場合に翌年度から許可する。ただし、市が特に認めた場合はこの限りではない。

3. 応募資格（下記の全てを満たすもの）

(a) 市内に本店・支店・営業所もしくは店舗がある法人、または市内に居住もしくは事業所等を有する個人。ただし、フランチャイズ（以下「FC」という）契約を行う場合で、1つのFC本部につきFC本部もしくはFC店のどちらか1者しか応募できないものとする。

(b) 喫茶室でアルコール類を除く飲料や軽食等の提供ができること。

- (c) 法令等により許可等を必要とする営業については、当該許可等を受けている、もしくは受けることが見込まれるものであること。
- (d) 過去3年間で、愛媛県内の事業所等で食品衛生関係法令等による行政処分を受けたことがない者。また、これらの法令を遵守する管理体制を敷くことができる者。
- (e) 消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び松山市税、使用料等を完納していること。
- (f) 別添「松山市北条ふるさと館喫茶室運営要領（以下「運営要領」という）」を遵守できること。
- (g) 次に掲げる者でないこと。
 - ① 応募者が法人の場合、破産手続き開始の決定を受けた法人または清算法人
 - ② 応募者が個人の場合、成年被後見人、被保佐人または破産者
 - ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ④ 法人又は個人で、その役員等のうちに暴力団員のある者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ⑤ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
 - ⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
 - ⑩ ③から⑨までに掲げる者を従事者等として使用している者

4. 留意事項

(1) 許可の条件

- ① 候補者は出店の権利を第三者に譲渡・転貸、または管理運営を委託してはならない。
- ② 許可期間内であっても、「3.応募資格」を欠いた場合や「15.失格事項」に該当した場合、別添運営要領に違反した場合は許可を取り消す。

(2) 経費負担

- ① 施設使用料は松山市行政財産の使用料徴収条例に基づき積算する。
- ② 電気・上下水道使用料は使用者負担とする。
- ③ ガスは使用者が契約する。
- ④ 営業により発生する廃棄物は、使用者責任で適切に処理するものとし、ごみ箱の設置や廃棄物処理費用は使用者負担とする。
- ⑤ 新たに設置する備品類の設置及び撤去に関する費用は、使用者負担とする。また、消耗品等の修繕、取替等は運営者で実施すること。
- ⑥ 当初から備え付けの設備等の維持管理費及び故障等による修繕費は市の負担とする。ただし、使用者の故意や過失による場合はこの限りではない。
- ⑦ 退去時の清掃費用（排水管洗浄を含む）、及び原状復旧費は使用者負担とする。

(3) 備え付け設備

- ・ 来館者用手洗い場
- ・ 排気ダクト

5. 選定方法

選考委員会により以下の方法で選定する。

(1) 審査方式

公募型プロポーザル方式

書類選考による一次審査及びプレゼンテーション（個別面談）による二次審査を実施し、評価点の合計点を算出し、高い者から1者及び補欠1者を選考する。

(2) 審査基準

下記「6. 評価基準」に基づく

(3) 留意事項

評価点が同点の場合は、同点業者から抽選で決定する。

6. 評価基準

①実績（健全な運営が期待できるか）

- ・経営状況（市税等の滞納がないか等）
- ・営業の実績等

②サービスの考え方

- ・喫茶室運営に関する基本的な考え方（コンセプト）
- ・喫茶室利用者ニーズ（消費者動向等）への対応
- ・商品の価格設定についての考え方
- ・接客、クレーム対応の考え方

③利用促進の考え方

- ・魅力ある店舗運営への考え方
- ・利用促進のための新しい企画及び提案（アイデア）について

④衛生管理に対する考え方（新型コロナウイルス感染症対策を含む）

- ・店舗や器具等の清潔維持
- ・食材の仕入れや管理等に関する取り扱い
- ・喫茶室に従事する者の健康・衛生管理

※①～④の評価グループのいずれかで、評価点の平均が最低水準点(4割)未満の場合は、失格とする。

7. 提出書類

以下1～13まで、インデックスを貼付けたうえで、指定の部数を提出すること。

No.	書類名	数部
1	松山市北条ふるさと館喫茶室出店候補者申請書<様式1>	1
2	【法人の場合】申請者の登記簿謄本（現在全部事項証明書） 【個人の場合】住民票の写し	原本1 コピー4
3	【現在営業している飲食店舗がある場合】食品衛生法に基づく営業許可証（松山市保健所長発行）のコピー ※申請時に有効期限内の原本をご持参ください	5
4	誓約書<様式2>	5
5	販売品目計画書<様式3>	5
6	喫茶室従事者名簿<様式4>	5
7	提案書類<様式5>	5
8	暴力団等関与のない旨の誓約書兼承諾書<様式6>	5
9	【法人の場合】直近3ヶ年分の①決算報告書（貸借対照表、損益計算書）②キャッシュフロー計算書 ③株主資本等変動計算書※②③は該当がある場合のみ 【個人の場合】直近3ヶ年分の申請者の確定申告書類の写し（所得税の非課税の場合は市県民税の申告書の写し）	5
10	【法人の場合】法人税の納税証明書 【個人の場合】所得税の納税証明書 【共通・該当がある場合】消費税及び地方消費税等の納税証明書	原本1 コピー4
11	松山市税の完納証明書※非課税の場合、それが確認できるもの	原本1 コピー4
12	【現在営業している飲食の店舗がある場合】現在店舗の内容書<様式7>	5
13	【FC契約を行う場合】FC契約の協議に関する確認書<様式8> ※FC契約に関する事業概要がわかる資料（パンフレット等）を添付すること。	5

※証明書は申請日の前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

9. 提出方法、募集期間等

- (1) 応募受付期間
令和4年9月1日（木）から令和4年10月17日（月）まで
- (2) 提出書類受付時間
午前8時30分から午後5時00分まで（閉庁日を除く。）
- (3) 提出書類提出方法
持参のみ
- (4) 申請書提出先
松山市二番町四丁目7-2 本館4階
松山市坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課

11. 質問の受付期間、方法及び回答

- (1) 質問受付期間
令和4年9月1日（木）から令和4年10月7日（金）午後5時00分まで
- (2) 質問受付方法
 - ①質問事項を記載した質問書（別紙3）を下記電子メール又はFAXへ提出すること。
 - ②電子メールやFAXのタイトルは「松山市北条ふるさと館喫茶室出店について（業者名）」とし、送信したことを担当者に電話連絡すること。
 - ③質問は募集要項及び運営要領に関すること、提案書類等の記入方法、提出書類等、募集申込に関するもののみとし、応募資格や条件等の変更要望については一切受け付けない。
- (3) 提出先
松山市坂の上の雲まちづくり部文化・ことば課
電子メールアドレス bunkakotoba@city.matsuyama.ehime.jp FAX 089-934-1913
- (4) 回答方法
電子メール又はFAXにより随時回答するとともに、松山市ホームページへ掲載。

12. 提案後の流れ

- (1) スケジュール
令和4年10月17日 書類提出〆切
令和4年11月初旬 一次審査結果通知
令和4年11月 プレゼンテーション（個別面談）実施 ※詳細日程は該当者に個別連絡
令和4年12月中旬 最終結果通知
- (2) 候補者決定後の申請等
 - ①最終候補者は、「松山市北条ふるさと館喫茶室使用許可申請書」（別紙1）及び誓約書（別紙2）を速やかに提出すること。
 - ②最終候補者は、保健所で「食品衛生法に基づく営業許可証」を取得し、その写しをふるさと館の指定管理者に提出すること。その他、営業に関して法令等により新たに必要な許可を受けた場合は、当該許可証の写しを提出すること。なお、その際の届出費用等は業者負担とする。

15. 失格事項

申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 選考委員、市職員等の関係者に対し、この企画提案（プロポーザル）に対する援助、その他選定にあたり自己に有利となるような行為を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 提出期限後に書類の提出があった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公正を欠いた行為があったと選考委員会が認定した場合。
- (5) 選考委員、市職員等の関係者に対し、暴力、暴言・脅迫等の発言を行った場合。
- (6) その他選考委員会がこの募集要項に違反したと認定した場合。

なお、(1)、(3)、(5)、(6)に該当した者は、次回以降の松山市北条ふるさと館喫茶室への出店及び応募を禁ずる。

16. その他

- ①申請に必要な経費は、申込者の負担とする。
- ②提出された書類等は松山市保存用1部を除き、全選考委員から回収し適正に破棄する。ただし、申込事業者からの希望があれば、保存用1部は除き返却する。
- ③提出された書類等は非公開とする。ただし、選定後に第三者から松山市情報公開条例に基づく申請があったときは、選定業者提出分に限り、当該選定業者の意見を聴いた上で、公開することがある。
- ④提出された書類等は、業者選定に伴う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- ⑤提出された書類等については、松山市個人情報保護条例の規定に従って、個人情報の取扱いには十分留意し、当該選考を目的とする業務以外には使用しない。

17.担当・問い合わせ先

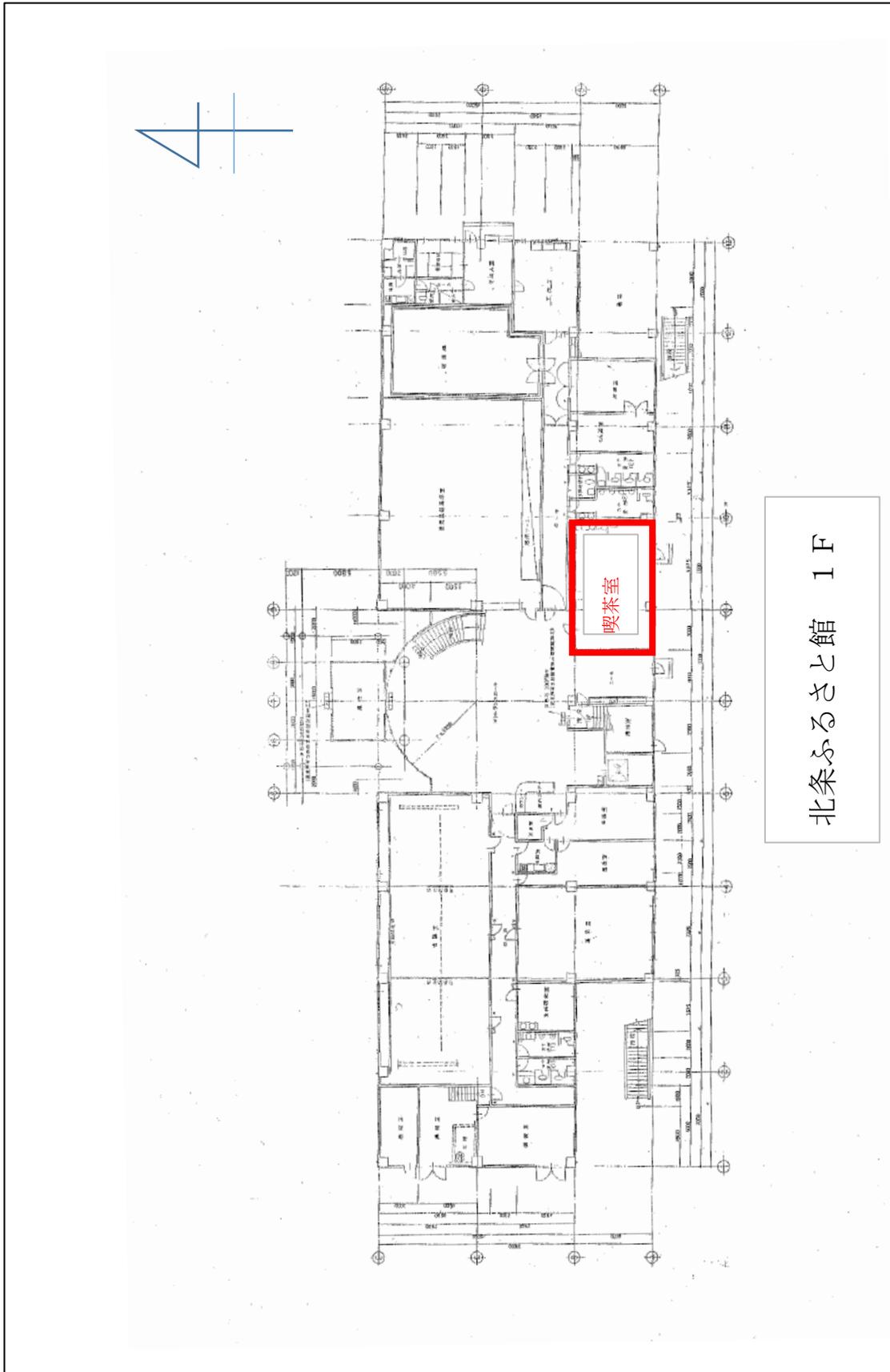
〒790-8571松山市二番町4丁目7-2

松山市坂の上の雲まちづくり部文化・ことば課 文化振興・施設担当

TEL 089-948-6634 FAX 089-934-1913

Eメール bunkakotoba@city.matsuyama.ehime.jp

別紙図面



北条ふるさと館 1F